

寝屋川公園駅周辺のまちづくりに関する寝屋川市と 西日本旅客鉄道株式会社との連携協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、寝屋川市内の地域と鉄道の連携による相互の持続的発展に向けた取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について緊密に連携し、協力することによって寝屋川市内の地域と鉄道の持続的発展を図ることを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (1) 駅周辺のまちづくりや駅へのアクセス改善等の環境整備に関すること。
- (2) 寝屋川公園をはじめとする駅周辺の地域の活性化及びにぎわい創出に関すること。
- (3) 鉄道の利用促進及び地域の活性化につながる市の魅力や情報の発信に関すること。
- (4) 鉄道の利用に資する観光・文化・スポーツ事業の振興に関すること。
- (5) 鉄道の利用及び沿線並びに駅周辺の安全・安心の向上に関すること。
- (6) 各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

2 前項各号の取組事項を円滑に進めるための契機として、「東寝屋川駅」を「寝屋川公園駅」と改称することとする。

3 第1項各号の取組事項を円滑に進めるため、甲及び乙は、情報共有に努め、定期的に協議を行うものとする。

（覚書の締結等）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる個別の事項について協働して推進することに合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要な事項について協議の上、別途書面により取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、自動的にこの協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携・協力に当たって知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月20日

大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
上記代表者 市長

北川 法夫

大阪府大阪市阿倍野区松崎町
1丁目2番12号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員
近畿統括本部大阪支社長
川井 正